

離職等によって住居を失っている又はそのおそれのある方へ

生活困窮者自立支援事業～住居確保給付金事業のご案内～

住居確保給付金事業とは

離職者等^{※1}であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として原則3ヶ月（延長あり）家賃を支給するとともに、日野市（自立相談支援機関）が住宅の確保及び常用就職^{※2}の実現に向けた支援を行います。

※1 離職等とは離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある場合

※2 常用就職とは期間の定めがない労働契約又は6か月以上の労働契約による就職。減収者の場合は、収入の回復により収入基準を超過することで常用就職したものとみなします。

住居確保給付金を受けるには、要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること
- ② 申請日において離職等の日から2年以内であること、又は給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し離職や廃業と同程度の状況にあること
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であった（離職等の前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）こと、又は申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下であること（収入には、給与収入や自営業収入の他、年金や失業給付、児童扶養手当等の公的給付、親族からの継続的な仕送り等を含みます）※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（但し、交通費支給額は除く）が収入となります

世帯人数	基準額	金額
1人	8.4万円	左記の額に家賃額（上限53,700円）を加算した額未満
2人	13.0万円	左記の額に家賃額（上限64,000円）を加算した額未満
3人	17.2万円	左記の額に家賃額（上限69,800円）を加算した額未満
4人	21.4万円	
5人	25.5万円	

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活をつにしている同居者の現金と預貯金の合計額が次の表の金額以下であること

世帯人数	金融資産（現金・預貯金）
1人	50.4万円
2人	78.0万円
3人	100万円
4人	100万円
5人	100万円

- ⑥ 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと（減収者の方は本業を辞めず、アルバイトで生活費を賄うことを含む）
- ⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金の支給額

月収が基準額（表）以下の方は、支給額^{※3}は家賃額（管理費等は除く）となります。

月収が基準額（表）を超えている方は以下の数式により算定された額となります。

$$\text{支給額}^{\text{※3}} = \text{基準額} + \text{実際の家賃額（管理費等は除く）} - \text{月の世帯の収入合計額}$$

※3 支給額は住宅扶助基準（単身世帯 53,700 円、2 人世帯 64,000 円、3～5 世帯 69,800 円）を上限

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し
- ③ 離職後 2 年以内の者であること、又は収入の減少が確認できる書類の写し
（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類。収入の減少は雇用主からの休業を命じる文書など）
- ④ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「振り込み通知書（ハガキ）」
- ⑤ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居者の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ その他（建物賃貸契約書、印鑑など）

住居確保給付金受給中の義務

支給期間は、常用就職に向けた就職活動を行っていただきます。

- ① 住居確保給付金常用就職求職活動状況報告書を自立相談支援機関に提出し、月 4 回以上の面接等を受けること
- ② ハローワークにおいて月 2 回以上の職業相談（職業紹介・セミナーも含む）を受け、職業相談確認票に確認印をもらうこと
- ③ 週 1 回以上求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

※但し、令和 2 年 4 月 30 日から当面の間は、上記①～③については不要とし、求職活動状況報告書を月 1 回提出してください（郵送、メール、FAX、来所でも可）

お問い合わせ先

日野市健康福祉部セーフティネットコールセンター

くらしの自立相談支援窓口 **みらいと**

〒191-8686 日野市神明 1-12-1 電話 042-514-8574（直通）

E-mail s-net@city.hino.lg.jp FAX 042-583-4198

※このリーフレットの記載事項は令和 2 年 4 月 30 日から当面の間、適用されるものです。